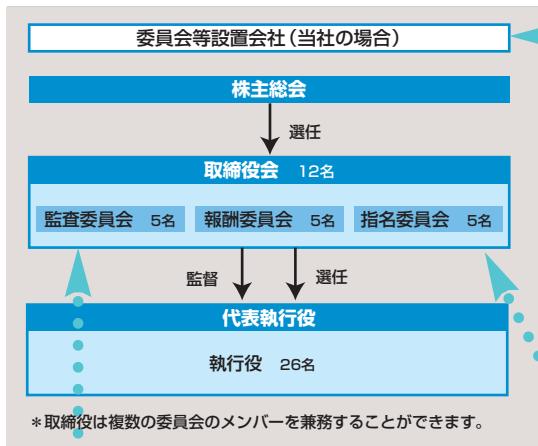


# 株主の皆様からのご質問にお答えします。

Q1

「委員会等設置会社」へ移行することで何が変わるのでですか？



● 3つの委員会にはどんな機能があるのですか？  
いずれの委員会もそれぞれ過半数が社外取締役で構成されており、社外取締役を中心とすることによって経営の透明性を保持しています。

なお、コニカミノルタでは委員長は社外取締役が務め、また代表執行役などの委員会メンバーでもありません。

監査委員会：従来の監査役に代わって取締役と執行役の職務執行を監査し、また監査法人の選任などに関する議案を決定します。

報酬委員会：取締役と執行役の報酬の決定を行います。

指名委員会：取締役の選任や解任に関する議案の内容を決定します。

● 委員会等設置会社は以前とどう違うのですか？

委員会等設置会社は、企業の透明性を高めて株主や投資家の皆様を向いた経営を後押しする企業統治（コーポレートガバナンス）モデルだと言われています。経営の監督と執行機能を分離することで意思決定のスピードアップを図る一方、遵法経営・リスク管理経営を推進することにより公正性を拡充することが狙いです。



企業価値UP

● 取締役会の役割はどう変わったのですか？  
従来、経営の舵取りと監督の2つの役割を担ってきた取締役会は、その舵取りの機能を執行役に大幅に委譲することで監督の仕事に専念することができます。取締役会議長は監督機関となる取締役会の議事を司ります。また、執行役は取締役会から委任を受けた事項を決定するとともに、取締役会の決定に従って業務を行います。

なお、取締役会のなかには固有の権限を持つ3つの委員会（監査・報酬・指名）があり、経営の監督などを行います。

執行役：取締役会から委任を受けた事項を決定するとともに、取締役会の決定に従い業務を執行します。



## Q2

「持株会社制」に移行したことでの関係はどのように変わったのですか？

### ●持株会社は何をする会社ですか？

株主価値の最大化のために、グループ経営戦略の策定・推進機能およびグループ経営の監査機能を持ち、グループの経営責任を担う会社のことです。持株会社は事業活動は行わず、事業会社の株を保有することでグループ経営を行っています。



### ●持株会社から株主への配当の仕組みはどうなっているのですか？

現在、皆様は、持株会社コニカミノルタホールディングスの株主様です。

この持株会社は、事業会社に投資します。事業会社は、投下された資本を使って事業活動を行い、利益を創出、持株会社に「配当」という形で還元します。持株会社の主な収入源は、事業会社からの配当の他にブランド使用料などです。この仕組みによって、持株会社に投資された株主の皆様に配当が支払われます。

### ●事業会社の役割は何ですか？

事業会社はその事業に直結してお客様に商品やサービスを提供するなど、すべての業務執行を行うことによって付加価値を高めていく会社のことです。使命達成のために必要な戦略策定や実施の権限を持っており、スピーディーな経営が可能となります。

